

鳥取市 特定不妊治療費助成金のお知らせ

鳥取市では、国や鳥取県の制度に基づき、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、**特定不妊治療（保険外診療の体外受精及び顕微授精）及び特定不妊治療のうち男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための保険外診療の手術）**に要した費用の一部を助成しています。

なお、この助成金は、**初回申請の治療開始日の妻の年齢やこれまでの助成歴等により、受けられる助成が変わります**ので、このお知らせをよくお読みいただき、ご不明な点等ございましたら、お早めにお問い合わせください。

対象者 次の①から⑤のすべてに該当する方とします。

- ① 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦の方
- ② 夫婦のいずれか一方又は両方が鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町若しくは八頭町にお住まいの方
- ③ 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された方
(※対象となる治療の範囲は、2ページの**助成対象範囲**を参照)
- ④ 本年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日まで）の特定不妊治療を終了された方

申請方法・提出書類

以下の書類を、3ページに記載の「申請・問合せ先」に提出してください。

チェック欄	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	① 特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書 (様式第1号) *県様式 (複写様式) も可	申請者が記載してください ※申請者は夫と妻のどちらでも良いですが、口座名義人と同じ方としてください。
<input type="checkbox"/>	② 特定不妊治療受診証明書 (様式第2号)	医療機関に記載を依頼してください
<input type="checkbox"/>	③ 特定不妊治療に係る領収書の写し	医療機関で発行されるもの (原本をコピーしてください) ※②の受診証明書に領収年月日と合計金額が記載されていますので、提出漏れがないようご確認ください。
<input type="checkbox"/>	④ 夫及び妻の住民票 (「続柄」及び「筆頭者」の記載があり、かつ「 個人番号 (マイナンバー) 」の記載がないもの)	市町で発行されるもの (発行日から3ヶ月以内のもの) ※鳥取市民のみ住民票を省略できます。ただし、住民票以外の書類は省略できません。 ※夫婦が別の住所に居住している等、住民票では夫婦関係の確認ができない場合は、下記書類の提出もあわせて提出が必要です。 ○法律婚の場合 … 戸籍抄本 (又は謄本) ○事実婚の場合 … 事実婚関係に関する申立書 (様式第11号) 両人の 戸籍謄本 (重婚でないことの確認) ※国籍要件はありませんが、外国人の方は「 外国人登録原票記載事項登録証明書 」 (又は住民票) が必要です。
<input type="checkbox"/>	初めて助成金の申請を行う場合 ⑥ 婚姻日が確認できる書類 (戸籍抄本等)	(本籍地の) 市町村で発行されるもの (発行日から3ヶ月以内のもの) ※通算助成回数が2回目以降の方は提出不要です。 ※事実婚の場合は事実婚関係に係る申立書により確認します。
<input type="checkbox"/>	<該当の方のみ> 事実婚の場合 ⑦ 事実婚関係に関する申立書 (様式第11号)	両人が 必ず自署 することで申立書とみなします (申請ごとに必要)
<input type="checkbox"/>	<該当の方のみ> 事実婚の場合 ⑧ 両人の戸籍謄本	(本籍地の) 市町村で発行されるもの (発行日から3ヶ月以内のもの) (申請ごとに必要)
<input type="checkbox"/>	<出産等を経て、これまで受けた助成回数をリセットする場合> ⑨ 助成を受けた以降に出生した子の住民票及び戸籍謄本	※助成回数リセットの要件に該当する子が鳥取市民の場合に限り、住民票の省略ができます (戸籍謄本の省略はできません)。 ※妊娠12週以降に死産に至った場合においても、死産届の写し等の確認により助成回数をリセットできます。

※所得制限がなくなったことにより、令和3年度から所得課税証明書の提出は不要です。

助成対象範囲

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象の範囲

治療内容	採卵まで				採精(夫)	受精(前培養・媒精顕微授精・培養)		胚移植			妊娠の確認(胚移植の概ね2週間後)	助成対象範囲
	(自然周期で行った場合もあり) 薬品投与(黄体薬)	(自然周期で行った場合もあり) 黄体投与(注射)	採卵	凍結胚移植		新鮮胚移植		凍結胚移植		黄体期補充療法		
						胚移植	黄体期補充療法	胚移植	黄体期補充療法			
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施												助成対象
B 凍結胚移植を実施*												
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E 受精できず 又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止												
F 採卵したか卵が得られない、 又は状態のよい卵が得られないため中止												
G 卵胞が発育しない、又は採卵終了のため中止												
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止												対象外

* B：採卵・受精後、1~3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

助成回数・助成金額と助成対象治療

特定不妊治療に要した経費について、下表の回数・金額を限度に助成します。

なお、助成には、「国基準」と「県単独」があり、初回申請の治療開始日の妻の年齢や、これまでの助成歴等により、国基準と県単独のどちらが適用されるかが決定されます。国基準、県単独助成の内容については下記のとおりです。

~助成回数について~

国基準	治療開始日の妻の年齢	年間助成回数	通算助成回数
	43歳未満	限度なし	初回(※1)申請の治療開始日の妻の年齢が 40歳未満の方 通算(※2)6回まで/1子(※3) 43歳未満の方 通算(※2)3回まで/1子(※3)

- ※1 通算助成回数の「初回」とは、初めて申請する治療の開始日における妻の年齢。妻の年齢が43歳以上の方は申請不可。
- ※2 令和2年度以前に助成を受けた回数も通算。また他都道府県(政令市・中核市含む)で国基準の助成を受けた場合も含む。
- ※3 助成を受けた以降に出生に至った場合は、助成回数をリセットすることができます。助成回数の上限については、出産後、助成申請を行う治療を初めて開始する際(治療開始日)の妻の年齢をもとに判断します。

国基準の助成を受けている方で、通算助成回数を超える場合または妻の年齢が43歳到達後は県単独助成へ移行

県単独	(国基準の) 初回申請年度	年間助成回数	通算助成回数	通算助成期間
	平成27年度以前	限度なし	限度なし	国基準の助成と合わせて 通算5年度(※5、6)
	平成28年度		(国基準の)初回申請の治療開始日の妻の年齢が 40歳未満の方 通算6回まで(※4) 43歳未満の方 通算3回まで(※4)	限度なし
平成29年度以降(★)				

- ※4 妻の年齢が43歳到達後の助成回数は、残回数又は3回のいずれか少ない回数となります。県単独助成は、出生ごとに助成回数はリセットされず、生涯の通算助成回数とします。
- ※5 通算年度は連続しなくても良いですが、申請時期によって年度の数え方が変わりますのでご注意ください。(P3の申請期限参照)
- ※6 平成27年度以前に申請をされ、旧制度(通算5年度)で継続申請の対象者は、令和4年度から新制度(★)へ移行します。

~助成金額について~

	治療内容	助成限度額(治療1回につき)
国基準	ア. 受精まで行った治療 (P2の【助成対象範囲】のA、B、D、E)	300,000円
	イ. 受精を行っていない治療 (P2の【助成対象範囲】のC、F)	110,000円
	ウ. 上記アのうち、初回(通算1回目)の治療 (1夫婦につき1回限り)	330,000円
	エ. 上記ア、イ(ただし、Cの治療を除く)、ウの特定不妊治療とあわせて男性不妊治療(TESE、MESA等の精子採取のための手術)を実施(*1)	上記ア、イ、ウのほか、男性不妊治療費について 300,000円
県単独	上記の【助成対象範囲】のA~F	100,000円

*1 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象。ただし、男性不妊治療費助成のみ申請した場合でも、国基準の助成を1回受けたものとみなします。

申請・問合せ先

鳥取市保健所 健康・子育て推進課 子育て支援係
〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 (駅南庁舎1階)
TEL 0857-30-8584 FAX 0857-20-3965

<注意事項>

- 1 申請は、**来所、郵送どちらでも**受付いたします。
(記載内容や添付書類に不備がある場合受付できない場合がありますので、必要書類をご確認のうえ提出してください。)
訂正が必要な場合がありますので、**印鑑(シャチハタは不可)**をご持参ください。
- 2 このお知らせをよく読んでいただき、制度についてご不明な点・疑問点等ございましたら必ずお問い合わせください(治療内容・申請時期等によっては、助成が受けられない場合があります)。
- 3 鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町の市町独自制度分の申請を併せて希望される方は、各市町分の助成金申請書類一式を鳥取市保健所から、各市町担当課へ送付しますので、市町分の申請書も併せて鳥取市保健所へ提出してください(東部圏域のみの取り扱いです)。
- 4 提出された書類は返却できませんので、必要に応じて本人控え用のコピーをとった上で申請してください。「交付決定及び額の確定通知書」は再発行できません。大切に保管してください。

本助成制度は、全県共通で実施しています。鳥取県中西部にお住まいの方は、鳥取県の定める様式・提出書類によって申請が必要です。詳しくは下記へお問合せください。

お住まいの地域	機関名	住所	番号
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所福祉保健局(倉吉保健所) 健康支援総務課 健康長寿担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	電話 0858-23-3143 FAX 0858-23-4803
米子市、境港市 西伯郡、日野郡	西部総合事務所福祉保健局(米子保健所) 健康支援総務課 健康長寿担当	〒683-0802 米子市東福原1-45	電話 0859-31-9319 FAX 0859-34-1392

代理受領制度

指定医療機関が申請者に代わって助成金を受け取ることができる制度です。

特定不妊治療を実施する指定医療機関の了承を得た上で、助成対象者が事前に代理受領の申請をし、鳥取市長から承認を受ける必要があります(詳細は、申請・問合せ先におたずねください)。

申請期限

注意：申請期限を過ぎたものは申請できません。治療終了後、速やかに申請してください。

治療終了日	申請期限(必着)
令和3年4月1日～令和4年3月31日	令和4年3月31日(木)の午後5時15分まで
※令和4年2月1日～令和4年3月31日	令和4年5月31日(火)の午後5時15分まで

※本お知らせは鳥取市、岩美郡、八頭郡にお住いの方向けの内容です。申請期限等、内容が鳥取県中西部と異なる場合がありますので、鳥取県中西部にお住まいの方は鳥取県のお知らせを御確認ください。

<注意事項>

- 1 毎年、1月から3月は申請が集中します。書類不備等で期限内に受付ができず、申請不可となったケースもありますのでご注意ください。
- 2 町の助成金申請に市の交付決定通知書が必要な場合は、申請期限を各町の担当窓口でご確認ください。
- 3 2ページに記載の県単独の助成を申請される方のうち、平成27年度までの制度(通算5年度の助成)が適用される方は、下記の例のような場合助成が受けられなくなりますのでご注意ください。
例 令和2年度中に通算4年度目の助成を受けた方が、令和3年4月1日以降(令和3年度)に令和3年2月、3月(令和2年度)治療終了分を申請して助成を受けた場合、令和3年度にも助成を受けたものとみなします。
この場合は、令和3年度が通算5年度目の申請となります。
- 4 助成金は、原則、申請しようとする1回の治療期間の治療終了日の属する年度内に申請してください。
※例外的に、2月1日から3月31日までに終了した治療については、特例措置として翌年度の5月末まで申請できますが、その場合、翌年度に助成を受けたものとみなされますので予めご了承ください。

実施医療機関

県内で、助成対象の特定不妊治療を実施している指定医療機関は下記のとおりです。男性不妊治療については、当面の間、指定医療機関の医師の治療方針に基づき、指定医療機関以外で実施した場合も対象となります。

なお、県外の医療機関でも、当該都道府県等の指定を受けている場合は、本市での助成対象となります。

県外の医療機関については、各都道府県等のホームページでご確認いただけます。

ご不明な点は、P3「申請・問合せ先」へ御確認ください。

＜鳥取県内特定不妊治療指定医療機関＞

指定医療機関名	住所	電話番号
タグチIVFレディースクリニック	〒680-0003 鳥取市覚寺63-6	0857-39-2121
鳥取県立中央病院	〒680-0901 鳥取市江津730	0857-26-2271
医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニック	〒683-0008 米子市車尾南2-1-1	0859-35-5212
鳥取大学医学部附属病院	〒683-8504 米子市西町36-1	0859-38-6642
彦名レディスライフクリニック	〒683-0854 米子市彦名2856-3	0859-29-0159

鳥取県
が指定

Q&A よくある質問

Q1：添付書類は、2回目以降の申請の際も提出しなければいけませんか？

A1： 住民票は、前回提出した住民票の発行日から3ヶ月以内の場合に限り、提出を省略できます。また、夫及び妻、助成回数リセットの要件に該当する子が鳥取市民の場合、住民票の提出を省略することができます。

戸籍抄本等については、初めて助成金の申請を行う場合に限り、通算1回目の申請時には必ず添付が必要ですが、通算2回目以降は提出不要です。ただし、出産等を経て助成回数をリセットする場合は戸籍謄本の提出が必要です。

Q2：複数回の治療をまとめて1回分として申請することはできますか？

A2： 1枚の申請書で申請できるのは、1回の治療期間に係る治療のみです。

一度に複数回の治療の申請を行う場合は、それぞれの治療ごとに申請書を記載していただく必要があります。

Q3：すでに申請をした治療日より前の治療日の申請を後からすることはできますか？

A3： 治療終了日順に受付をし、先に申請をした治療より前に終了していた治療の申請を後からすることはできません。

Q4：助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられますか？

A4： 本助成金は、確定申告の医療費控除の「保険金などで補てんされる金額」に該当し、1年間にかかった医療費から助成金額を差し引いた額が医療費控除の対象となります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q5：申請してから助成金が振り込まれるまで、どれくらいかかりますか？

A5： 申請から助成金の振り込みまで、概ね1ヶ月程度です。ただし、書類に不備がある場合、以前お住まいの自治体に助成歴の照会を行う必要がある場合、申請が混み合っている場合は、これより時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

Q6：振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、口座振込依頼書の支店名には何を記載すればよいですか？

A6： 支店名には、振込用の店名（漢数字3桁）を記載してください。また、口座番号は、振込用の口座番号7桁を記載してください（※通帳に記載されている「記号 番号」の「番号」とは異なる場合があります）。なお、振込用の店名、口座番号が不明な場合は、ゆうちょ銀行窓口にお問い合わせいただくか、ゆうちょ銀行のホームページでご確認ください。

Q7：過去に助成回数の上限に達しているが、その後に助成制度を利用せず自費による不妊治療や自然妊娠によって出産した場合も助成回数のリセットができますか？

A7： 助成回数のリセットによる助成対象となります。戸籍謄本及び住民票により、助成を受けた以降に出生に至った事実が確認できれば、再び助成対象となります。添付書類について、助成回数リセットの要件に該当する子が鳥取市民の場合、住民票の提出を省略することができます（戸籍謄本の省略はできません）。

妊娠12週以降に死産に至った場合にも、本人の所有する死産届の写しや母子健康手帳の「出産の状態」ページの写し、死産証書・死胎検案書等による確認により、助成回数をリセットすることが出来ます。

（助成の対象となる治療開始日の妻の年齢に御注意ください。）

Q8：平成27年度以前に助成金の申請を行い、旧制度の通算5年度の県単独助成を受けている場合、令和4年度以降新制度に移行すると助成は受けられなくなりますか？

A8： 令和3年度までに受けた助成の状況により異なります。

①通算5年度の助成を使い切った方について → 現制度としての回数が残っていても助成終了

②通算5年度の助成を使い切っていない方について（助成を受けたのが通算1～4年度の方） → 現制度の県単独助成に移行（※）

（※）これまで受けた助成回数が現行の制度の回数（初回40歳未満6回、40歳以上3回）を上回った方 → 助成終了

これまで受けた助成回数が現行の制度の回数より少ない方 → これまで受けた助成回数も含め、初回40歳未満の方は

6回まで、40歳以上の方は3回まで助成可能

また、旧制度を利用して助成通算年度（または助成回数）を使い切った方についても、助成を受けて以降、子の出生に至った事が確認できれば回数リセットの対象となります。